

就学指定校変更許可基準

項目	内容	期間
1. 地理的条件	地理的に学区外通学が適当であると認められ、通学に支障のないとき	現住所に居住する間
2. 留守家庭	住民登録地において、児童（小学生）の下校時に自宅が不在である等の理由で、父母の勤務先、祖父母の家あるいは、学童保育所等のある校区の学校を希望する場合	1年間（更新可）
3. 住居建築中	住居の建て替え中のために、一時的な居所より通学せざるを得ない場合で、通学に支障のないとき	住居の完成の日まで
4. 転居予定	転居予定で、事前に転居予定先の校区の学校を希望する場合で、通学に支障のない場合	転居の日まで（6ヶ月以内）
5. 途中転居	転居後、従来通学していた学校を希望する場合で、通学に支障のない場合	卒業まで
6. 健康上の理由	児童生徒の健康上やむを得ないと認められるもの	当該事由の消滅するまで、または教育委員会が認める期間まで
7. 教育上の配慮	（1）不登校等の理由により、児童生徒の教育上、学区外通学が適当であると教育委員会が認めた場合	当該事由の消滅するまで、または教育委員会が認める期間まで
	（2）兄弟姉妹が就学指定校の変更許可を受け、在籍している学校に通学を希望する場合	卒業まで
8. その他の事情	上記のほか、教育委員会が特に学区外通学が適当であると認めた場合	当該事由の消滅するまで、または教育委員会が認める期間まで

○必要に応じて添付書類を提出していただきます。

○小学校で就学指定校の変更許可を受けた場合であっても、中学校は住所地の就学指定校への入学となります。

○お問合せ先

伊勢市教育委員会事務局 学校教育課（小俣総合支所・2階） 電話 22-7879